

平成16年 8月10日

株主の皆様へ

東京都港区赤坂二丁目3番4号ランディック赤坂ビル  
(本社事務所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)

株式会社 クリード  
代表取締役社長 宗 吉 敏 彦

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成16年8月26日(木曜日)までに到着しますようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成16年8月27日(金曜日)午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビルディング1階「プラザホール」  
(昨年までの開催会場と変更になっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第8期(自平成15年6月1日至平成16年5月31日)  
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
2. 第8期(自平成15年6月1日至平成16年5月31日)  
連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容報告並びに会計  
監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 第8期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」  
(31頁から37頁まで)に記載のとおりであります。  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」  
(39頁から41頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営 業 報 告 書

〔自 平成15年6月1日〕  
〔至 平成16年5月31日〕

### ・ 営 業 の 概 況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に広がりが見られる中、株価の上昇とも相まって、設備投資の増加、個人消費の持ち直しを伴いながら、景気は緩やかながらも着実に回復へ向かいました。

当社グループの属する不動産投資マーケットにおきましては、不良債権処理の進展や固定資産の減損会計導入を背景とする不動産の売却処分や流動化案件が活発化し、またその受け皿となる国内投資家の投資意欲が旺盛なことから、当社グループにとって追い風となる事業環境となりました。

当社グループでは、こうした状況をビジネスチャンスと捉えて、投資（プリンシパルインベストメント事業）・運用（ファンド事業）・問題解決（デューデリジェンス事業、ソリューション事業）といった機能をフルに生かしながら、事業機会を捉えてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,310百万円（前年同期比18.0%増）、営業利益は2,193百万円（同44.7%増）、経常利益は1,803百万円（同40.0%増）、当期純利益は1,041百万円（同34.7%増）となりました。事業部門別の状況は、次のとおりであります。

#### （プリンシパルインベストメント事業）

自己の判断に基づき自己の勘定で不動産及び不動産関連資産への投資を行っております。不動産については、テナントの入替えや利用形態の変更、建物管理・修繕に関するコストマネジメントを行うことなどにより、取得した不動産のキャッシュ・フローの改善を図り、付加価値を高め収益物件として保有または投資家に対して売却を行っております。

当期は、コミットメントライン等の資金枠が広がったことにより物件の取得が順調に進み、また一方で投資家の不動産への旺盛な投資意欲により物件の売却も進みました。また、不動産関連資産として債権への投資にも取り組みました。その結果、プリンシパルインベストメント事業の売上高は6,856百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

#### (ファンド事業)

不動産ファンド等から委託を受け、収益最大化のための定期的な運用戦略の検討・実施などを行うアセットマネジメント、建物管理業務を行うプロパティマネジメント、またファンド組成に伴い、当社グループ自ら不動産ファンド等へ一部投資を行っております。

当期は、国内機関投資家を対象としたファンドを2本組成し、新たな投資家層の開拓、物件の多様化を図ることができました。その結果、ファンド事業の売上高は2,451百万円(前年同期比2.3%増)となりました。

#### (デューデリジェンス事業)

当社独自のノウハウにより、不動産マーケットの情報収集・分析、建築的リスク、法的リスクなどのリスク測定、時価測定、将来のキャッシュ・フロー予測などに基づいて投資価値の算出を行うとともに、顧客の目的に応じ、様々な角度からアプローチした不動産・債権の価値評価に基づいた売却戦略の提案等を行うコンサルティングビジネスであります。

当期は、従来の評価業務に加え、新たな付加価値を提供するプロジェクト型デューデリジェンス業務を推進したものの評価件数は前年同期に比べ減少しました。その結果、デューデリジェンス事業の売上高は470百万円(前年同期比2.5%減)となりました。

#### (ソリューション事業)

不動産仲介サービスを中心に、個別の投資家に対し不動産の取得や売却に関するアドバイスを行う不動産アドバイザリー業務、また、(株)クリードコーポレートアドバイザリーにおいて、企業価値最大化の観点から不動産に係る経営・財務戦略等をアドバイスする企業コンサルティング業務など、顧客の抱える不動産に係る課題に対して最適なソリューションを提供しております。

当期は、新たな顧客層の開拓に努め、債権売却ニーズに対するソリューションの提供等多様なニーズに対応してまいりました。その結果、ソリューション事業の売上高は532百万円(前年同期比23.9%増)となりました。

## 2. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達については、私募債の発行により、無担保中長期事業資金33億円を新規に調達した他、機動的な不動産物件取得資金の確保を目的として、コミットメントライン枠51億円の新規設定等を実施いたしました。

### 3. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は187百万円であり、これは、平成16年4月の本社事務所の移転に伴う、造作工事及び事務用什器取得が主なものであります。

### 4. 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、不良債権処理の進展や固定資産の減損会計導入に伴って放出される不動産が依然高水準で期待できるものの、恒常的な運用難を背景に不動産への資金流入が一層加速し、不動産の取得競争は一段と激しくなっていくものと予想されます。景気は緩やかながらも回復を続けるという見通しに立って、デフレ脱却及び金利上昇のシナリオも想定しながら、事業環境は転機を迎えつつあるとの認識に立ち、中長期的な展望に沿って収益構造を一段と強化していくことが経営の最重要課題と考えます。

中長期的な当社の経営戦略としましては、このような環境認識のもと、環境変化に機敏に適応しながら、高い成長性と安定した収益性の両立を実現できる事業基盤の確立に取り組む方針です。

この戦略の第一の柱は、景気動向に左右されにくい収益構造を確立し、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築していくことであります。プリンシパルインベストメント事業を良質アセットの積み増し及び入替えによって、投資効率を高めつつ収益の安定化を進めるとともに、ファンド事業における運用資産の拡大ならびにファンドの多様化等により、グループ全体の収益の安定性向上に努めてまいります。また、コンサルティング業務の高度化、顧客基盤のさらなる強化等により、デューデリジェンス事業、ソリューション事業の収益基盤を一層強化するとともに、新基軸となる事業開発への取り組みをさらに前進させていく考えです。

また、当社グループの競争力の源泉は、不動産投資をマネジメントする力にあると再認識し、このコアコンピタンスというべき不動産技術力のさらなる向上によって事業基盤を一層強化していくことを、戦略の第二の柱に位置付けました。この当社独自の不動産技術力を最大限活かし、収益機会を的確にとらえ、中長期的な利益成長を実現できる事業分野を開拓してまいります。

さらに、戦略の第三の柱としましては、不動産と金融の知識や技術が融合することで創出される新しいマーケット領域をより一層深耕すべく、先進的な取り組みにチャレンジしていく考えです。多様化・複雑化している事業リスクに対応するためにリスク管理能力を抜本的に強化し、不動産の金融商品化・証券化等、マーケット成長余地の大きい収益機会を捉え、時代を先取り

した事業基盤の構築に取り組んでまいります。

これら戦略の三つの柱を軸に事業を推し進め、当社のミッションである不動産の流動性向上に寄与するとともに、グループ企業価値の拡大を実現していきたいと考えております。

なお、当社グループは、自己資本比率を30%以上に維持して財務の健全性を確保しつつ、株主資本の効率性と利益の成長性を同時に実現していくことを、中期的な経営指標の目標に位置付けております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 5 期 (平成13年5月期)	第 6 期 (平成14年5月期)	第 7 期 (平成15年5月期)	第 8 期 (平成16年5月期)
売 上 高(千円)	3,464,269	4,691,941	8,738,111	10,310,556
経 常 利 益(千円)	239,863	713,306	1,288,102	1,803,391
当 期 純 利 益(千円)	144,507	429,615	773,502	1,041,552
1株当たり当期純利益(円)	2,885.58	7,187.57	10,778.12	14,371.40
純 資 産(千円)	1,430,118	5,688,009	6,559,927	8,181,885
総 資 産(千円)	4,246,942	12,538,432	18,303,153	23,064,326
自 己 資 本 比 率(%)	33.7	45.4	35.8	35.5

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用して算定しております。なお、同会計基準及び適用指針を第6期以前に適用して算定した場合に与える影響はありません。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 5 期 (平成13年5月期)	第 6 期 (平成14年5月期)	第 7 期 (平成15年5月期)	第 8 期 (平成16年5月期)
売 上 高(千円)	2,811,723	2,863,496	6,053,361	7,709,313
経 常 利 益(千円)	175,657	428,302	898,370	1,390,933
当 期 純 利 益(千円)	112,476	245,091	594,535	827,386
1株当たり当期純利益(円)	2,245.98	4,100.45	8,284.36	11,416.32
純 資 産(千円)	1,386,896	5,465,930	6,158,881	7,566,673
総 資 産(千円)	2,670,715	9,480,968	15,425,378	21,341,350
自 己 資 本 比 率(%)	51.9	57.7	39.9	35.5

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、第7期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用して算定しております。なお、同会計基準及び適用指針を第6期以前に適用して算定した場合に与える影響はありません。



#### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
宗吉敏彦	15,966株	21.89%	-株	-%
松木光平	5,416	7.42	-	-
ステートストリートバンク アンド・トラストカンパニー	2,786	3.82	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,273	3.11	-	-
大阪証券金融株式会社	1,833	2.51	-	-
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	1,670	2.29	-	-
日本証券金融株式会社	1,594	2.18	-	-

#### (5) 新株予約権の状況

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権については貸借対照表の注記に記載しております。

#### (6) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

#### 4. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93名	19名増	34.7歳	2.1年

- (注) 1. 従業員数が前期末に比較して増加しているのは、事業部門及び管理部門の強化を目的として、中途採用を行ったことによるものであります。
2. 従業員数には、契約社員10名及び派遣社員18名は含まれておりません。
3. 従業員数にはクリード不動産投資顧問(株)(37名)及び(株)クリードコーポレートアドバイザー(2名)への出向者を含んでおります。

## 5. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金 又は出資金	議決権比率 又は出資比率	主要な事業内容
(株)クリードコーポレートアドバイザー 注4	30,000千円	100.0%	ソリューション事業
クリード不動産投資顧問(株)	30,000千円	100.0%	不動産投資顧問業
(株)溜池管財	10,000千円	100.0%	建物管理業
(有)プライム・キャピタル・フォー 注4	10,000千円	100.0%	資産の保有
(有)プライム・キャピタル・ツー 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)プライム・キャピタル・スリー 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)アルマダ・キャピタル 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)シー・エフ・ブイ・ツー 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)シー・エフ・ブイ・ファイブ 注2, 3	3,000千円	0.0% [100.0%]	資産の保有
(有)リザーブ・キャピタル・ワン	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)リザーブ・キャピタル・ツー 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)リザーブ・キャピタル・スリー 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)マキシム・キャピタル・ワン 注4	3,000千円	100.0%	資産の保有
CREED(CAYMAN)Ltd.	1,000米ドル	100.0%	ファンド事業
CREF(CAYMAN)Ltd. 注2, 3	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
Prime Capital Holding, Ltd. 注2, 3	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
CFV Holding, Ltd. 注2, 3	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
CS Fund Holdings 注2, 3	49,387米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
CS FUND3 Holdings 注2, 3	97,813米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
TC Capital Holdings 注2, 3	25,510米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
SEA FORT Ltd. 注2, 3	25,350米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
(有)ニッポン・アイ・アール・エイチ	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)マキシム・キャピタル・フォー	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)シー・エス・ファンド・シックス	3,000千円	100.0%	資産の保有
クリード不動産鑑定(株)	10,000千円	100.0%	デューデリジェンス事業
NC Realty Investment Cayman 注2, 3	52,746米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業

会 社 名	資 本 金 又は 出 資 金	議 決 権 比 率 又は 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) サ フ ィ ン	10,000千円	100.0%	ソリューション事業
PC One Holdings 注2, 3	28,985米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
NC Property Investment Cayman 注2, 3	57,561米ドル	0.0% [100.0%]	ファンド事業
(有) エヌ・シー・ブイ	3,000千円	100.0%	資産の保有
(有)エヌ・シー・ピー・ブイ	3,000千円	100.0%	資産の保有

- (注) 1. 当社の議決権比率又は出資比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社の持分はありませんが、実質的に支配しているため子法人等としたものであります。
3. 議決権比率又は出資比率の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
4. 平成16年6月1日付にて、当社による吸収合併を行っております。

## (2) 企業結合の経過

### 子法人等の新設

クリード不動産鑑定(株)、(株)サフィン他5社は当期中に設立いたしました。

### 子法人等の減少

前期において子法人等でありました(有)マキシム・キャピタル・スリーは当期に持分を譲渡したことにより、子法人等ではなくなりました。

## (3) 企業結合の成果

当社の連結対象子法人等は前記(1)に掲げた31社であります。

この結果、当期の売上高は10,310百万円(前年同期比18.0%増)、営業利益は2,193百万円(同44.7%増)、経常利益は1,803百万円(同40.0%増)、当期純利益は1,041百万円(同34.7%増)となりました。

## 6. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高	借入先の当社への出資状況	
		持株数(株)	議決権比率(%)
(株)りそな銀行	1,294,500千円	-	-
(株)関西アーバン銀行	931,000千円	-	-
(株)千葉銀行	900,000千円	-	-
(株)新生銀行	573,000千円	-	-
(株)みずほ銀行	507,100千円	-	-
(株)あおぞら銀行	500,000千円	-	-
(株)三井住友銀行	468,750千円	-	-

(注) 当社は、金融機関12社と総額3,500百万円の協調融資枠設定契約(シンジケート方式によるコミットメントライン)を締結しております。

また、(株)新生銀行2,000百万円、(株)東京三菱銀行1,000百万円、(株)UFJ銀行1,000百万円、(株)みずほ銀行300百万円、(株)京葉銀行200百万円の個別融資枠設定契約(コミットメントライン等)を締結しております。当期末における当該諸契約に基づく借入実行残高は1,368百万円であります。

## 7. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長	宗 吉 敏 彦	
取締役副社長	松 木 光 平	(株)クリードコーポレートアドバイザー 代表取締役
取 締 役	川 目 正 良	クリード不動産投資顧問(株) 代表取締役
取 締 役	岡 部 和 弘	大 阪 支 店 長
取 締 役	樋 口 貞 治	
常 勤 監 査 役	服 部 茂 久	
監 査 役	波 光 史 成	公 認 会 計 士
監 査 役	中 根 秀 樹	弁 護 士
監 査 役	藤 野 英 人	

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成15年8月28日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、監査役長谷川齊氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 平成15年8月28日開催の第7回定時株主総会において、取締役樋口貞治氏及び監査役藤野英人氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

2. 平成16年6月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり一部変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役 社 長	宗 吉 敏 彦	
取 締 役	川 目 正 良	クリード不動産投資顧問(株) 代表取締役
取 締 役	岡 部 和 弘	大 阪 支 店 長
取 締 役	松 木 光 平	
取 締 役	樋 口 貞 治	

3. 監査役波光史成、中根秀樹及び藤野英人の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 8. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

15,150千円

- (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額

15,150千円

- (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

15,150千円

なお、商法特例法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と、証券取引法上の監査に対する報酬等の額の区分が困難なため、合計額を記載しております。

## 9. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、グループ全体の効率性を高めるため、当社の100%出資子会社である(株)クリードコーポレートアドバイザー、(有)シー・エフ・ブイ・ツー、(有)プライム・キャピタル・ツー、(有)プライム・キャピタル・スリー、(有)リザーブ・キャピタル・ツー、(有)リザーブ・キャピタル・スリー、(有)アルマダ・キャピタル及び(有)マキシム・キャピタル・ワンを平成16年6月1日付にて吸収合併いたしました。

合併契約の概要は次のとおりであります。

合併期日

平成16年6月1日

## 合併の形式

当社を存続会社とし(株)クリードコーポレートアドバイザー、(有)シー・エフ・ブイ・ツー、(有)プライム・キャピタル・ツー、(有)プライム・キャピタル・スリー、(有)リザーブ・キャピタル・ツー、(有)リザーブ・キャピタル・スリー、(有)アルマダ・キャピタル及び(有)マキシム・キャピタル・ワンを解散会社とする吸収合併とし、合併による新株の発行及び資本金の増加は行いません。

## 財産の引継

合併期日において(株)クリードコーポレートアドバイザー、(有)シー・エフ・ブイ・ツー、(有)プライム・キャピタル・ツー、(有)プライム・キャピタル・スリー、(有)リザーブ・キャピタル・ツー、(有)リザーブ・キャピタル・スリー、(有)アルマダ・キャピタル及び(有)マキシム・キャピタル・ワンの資産・負債及び権利義務の一切を引継ぐ。

なお、平成16年5月31日現在の財政状態は次のとおりであります。

### イ．(株)クリードコーポレートアドバイザー

資産合計	454,835千円
負債合計	380,272千円
資本合計	74,562千円

### ロ．(有)シー・エフ・ブイ・ツー

資産合計	903千円
負債合計	70千円
資本合計	833千円

### ハ．(有)プライム・キャピタル・ツー

資産合計	1,158,224千円
負債合計	1,145,233千円
資本合計	12,991千円

### ニ．(有)プライム・キャピタル・スリー

資産合計	8,185千円
負債合計	7,542千円
資本合計	643千円

### ホ．(有)リザーブ・キャピタル・ツー

資産合計	836,574千円
負債合計	835,093千円
資本合計	1,480千円

へ．(有)リザーブ・キャピタル・スリー

資産合計 98,951千円

負債合計 97,811千円

資本合計 1,140千円

ト．(有)アルマダ・キャピタル

資産合計 622,659千円

負債合計 603,655千円

資本合計 19,004千円

チ．(有)マキシム・キャピタル・ワン

資産合計 13,487千円

負債合計 12,307千円

資本合計 1,180千円

# 貸借対照表

(平成16年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 10,323,990】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 4,607,674】</b>
現金及び預金	1,180,025	買掛金	268,613
売掛金	83,174	短期借入金	2,310,500
販売用不動産	8,349,370	1年以内返済長期借入金	901,096
仕掛販売用不動産	148,813	1年内償還社債	396,000
貯蔵品	2,357	未払金	190,170
前払費用	84,681	未払費用	3,762
繰延税金資産	89,060	未払法人税等	376,502
その他	386,848	前受金	73,638
貸倒引当金	342	預り金	20,245
<b>【固定資産】</b>	<b>【 10,929,426】</b>	賞与引当金	48,967
(有形固定資産)	( 972,333)	その他	18,178
建物	731,013	<b>【固定負債】</b>	<b>【 9,167,002】</b>
減価償却累計額	24,894	社債	5,006,000
工具器具及び備品	76,832	長期借入金	3,225,155
減価償却累計額	20,836	繰延税金負債	441,555
土地	210,218	預り保証金	463,183
(無形固定資産)	( 89,204)	その他	31,108
特許権	1,712	負債の部合計	13,774,677
商標権	2,266	<b>資 本 の 部</b>	
ソフトウェア	83,972	<b>【資本金】</b>	<b>【 2,507,801】</b>
電話加入権	1,252	<b>【資本剰余金】</b>	<b>【 2,570,316】</b>
(投資その他の資産)	( 9,867,889)	資本準備金	2,570,316
投資有価証券	1,703,011	<b>【利益剰余金】</b>	<b>【 1,793,164】</b>
関係会社株式	119,112	利益準備金	1,500
出資金	1,000	当期末処分利益	1,791,664
関係会社出資金	49,000	<b>【その他有価証券評価差額金】</b>	<b>【 695,390】</b>
匿名組合出資金	3,983,046	資本の部合計	7,566,673
関係会社匿名組合出資金	2,688,963	負債・資本の部合計	21,341,350
長期貸付金	7,500		
関係会社長期貸付金	1,104,714		
長期前払費用	13,030		
敷金及び保証金	182,773		
その他	16,970		
貸倒引当金	1,233		
<b>【繰延資産】</b>	<b>【 87,933】</b>		
社債発行費	87,933		
<b>資産の部合計</b>	<b>21,341,350</b>		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔自 平成15年6月1日〕  
〔至 平成16年5月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
【 経 常 損 益 の 部 】	営 業 収 益		7,709,313
	売 上 高		
	営 業 費 用		
	売 上 原 価	4,884,017	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,283,304	6,167,322
	営 業 利 益		1,541,991
	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	14,087	
	受 取 配 当 金	205,014	
	雑 収 入	21,793	240,895
【 損 益 の 部 】	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	183,897	
	社 債 利 息	24,617	
	社 債 発 行 費 償 却	55,466	
	支 払 手 数 料	74,279	
	雑 損 失	53,691	391,953
	経 常 利 益		1,390,933
【 特 別 損 益 の 部 】	特 別 利 益		
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	113,285	113,285
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	40,165	
	本 社 移 転 費 用	56,635	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	562	
出 資 金 評 価 損	86,736	184,099	
	税 引 前 当 期 純 利 益		1,320,118
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	588,687	
	法 人 税 等 調 整 額	95,955	492,731
	当 期 純 利 益		827,386
	前 期 繰 越 利 益		964,277
当 期 未 処 分 利 益		1,791,664	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法  
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法.....時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産.....個別法による原価法

貯 蔵 品.....最終仕入原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産.....定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用.....定額法

#### (5) 繰延資産の処理方法

新株発行費.....支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費.....商法施行規則の規定に基づき最長期間（3年）で、每期均等額を償却しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を充たすものについては、特例処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利キャップ

金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ．ヘッジ方針

金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、ヘッジを行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている場合は、有効性の評価を省略しております。

(9) 匿名組合出資金の会計処理

当社は匿名組合出資を行っております。匿名組合の財産の持分相当額を「匿名組合出資金」として計上しております。匿名組合への出資時に「匿名組合出資金」を計上し、匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、「営業損益」に計上するとともに同額を「匿名組合出資金」に加減し、営業者からの出資金（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）の払い戻しについては、「匿名組合出資金」を減額させております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

(追加情報)

当期から改正後の商法施行規則(最終改正平成16年3月30日 法務省令第23号)によって計算書類等を作成しております。

## 2. 貸借対照表及び損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	171,000千円
長期金銭債権	3,793,678千円
短期金銭債務	12,366千円

### (2) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機ならびにその周辺機器があります。

### (3) 担保に供している資産

販売用不動産	6,746,500千円
建物	635,041千円
土地	210,218千円
匿名組合出資金	437,000千円
関係会社保有販売用不動産	752,888千円

なお、上記のうち、販売用不動産2,971,000千円については、保証委託契約に基づくものであります。

### (4) 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

株主総会の決議日	平成12年10月23日
対象となる株式の種類	当社普通株式
対象となる株式の数	526株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき40,312円
権利行使期間	平成15年3月1日から平成18年2月28日まで

株主総会の決議日	平成13年8月17日
対象となる株式の種類	当社普通株式
対象となる株式の数	689株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき371,303円
権利行使期間	平成15年10月1日から平成18年9月30日まで

### (5) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額

695,390千円

(6) 関係会社との取引高	
売上高	527,018千円
仕入高	177,819千円
営業取引以外の取引高	13,879千円

(7) 1株当たりの当期純利益（期中平均発行済株式数による） 11,416円32銭

(8) 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）：

未払事業税	37,710千円
買掛金否認額	26,899千円
賞与引当金	19,924千円
その他の	4,525千円
<u>繰延税金資産計</u>	<u>89,060千円</u>

繰延税金負債（固定）：

その他有価証券評価差額金	477,077千円
出資金評価損	35,293千円
投資有価証券評価損	228千円
<u>繰延税金負債計</u>	<u>441,555千円</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の内訳

法定実効税率	42.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
外国関係会社の合算課税による影響額	1.2%
関係会社からの配当金益金不算入による影響額	6.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.3%</u>

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,791,664,621
これを次のとおり処分いたします。 利益配当金 ( 1 株につき1,500円 )	109,365,000
次 期 繰 越 利 益	1,682,299,621

独立監査人の監査報告書

平成16年7月21日

株式会社 クリード  
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 軒 澤 力 ㊞  
関与社員

代表社員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞  
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社クリードの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第8期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

ただし、会社は第6期営業年度から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき初めて監査を受けることとなったので、営業報告書に記載されている過去3年間以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明のうち第5期営業年度の営業成績及び財産の状況は、未監査の計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書に記載されている事項（会計に関する部分に限る。）は、監査の方法の概要に関する記載区分に記載した監査のために必要な調査ができなかった事項を除き、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第8期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成16年7月22日

株 式 会 社 ク リ ー ド 監 査 役 会

常勤監査役 服 部 茂 久 ㊟

監 査 役 波 光 史 成 ㊟

監 査 役 中 根 秀 樹 ㊟

監 査 役 藤 野 英 人 ㊟

- (注) 監査役波光史成、監査役中根秀樹及び監査役藤野英人は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 連結貸借対照表

(平成16年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 14,986,341】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 5,374,062】</b>
現金及び預金	2,513,056	買掛金	277,418
売掛金	174,602	短期借入金	3,671,596
買取債権	247,938	未払法人税等	487,849
たな卸資産	11,472,246	繰延税金負債	4,746
繰延税金資産	158,189	賞与引当金	87,311
その他	422,361	その他	845,141
貸倒引当金	2,052		
<b>【固定資産】</b>	<b>【 7,987,977】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 9,507,554】</b>
(有形固定資産)	( 982,302)	社債	5,006,000
建物	731,424	長期借入金	3,225,155
減価償却累計額	24,953	繰延税金負債	442,053
工具器具及び備品	91,529	預り保証金	803,238
減価償却累計額	25,916	その他	31,108
土地	210,218	負債の部合計	14,881,617
(無形固定資産)	( 90,292)	少数株主持分	824
ソフトウェア	84,987		
その他	5,304	<b>資 本 の 部</b>	
(投資その他の資産)	( 6,915,382)	<b>【資本金】</b>	<b>【 2,507,801】</b>
投資有価証券	1,703,011	<b>【資本剰余金】</b>	<b>【 2,570,316】</b>
長期貸付金	67,954	<b>【利益剰余金】</b>	<b>【 2,408,376】</b>
出資金	109,800	<b>【その他有価証券評価差額金】</b>	<b>【 695,390】</b>
匿名組合出資金	4,798,331	資本の部合計	8,181,885
その他	236,656		
貸倒引当金	371	負債、少数株主持分及び資本の部合計	23,064,326
<b>【繰延資産】</b>	<b>【 90,007】</b>		
創立費	2,074		
社債発行費	87,933		
<b>資産の部合計</b>	<b>23,064,326</b>		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

〔自 平成15年6月1日〕  
〔至 平成16年5月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
【 経 常 損 益 の 部 】	営業収益		10,310,556
	売上高		
	営業費用		
	売上原価	6,141,271	
	販売費及び一般管理費	1,976,054	8,117,325
	営業利益		2,193,230
	営業外収益		
	受取利息	2,174	
	受取配当金	5,014	
	受取家賃	22,372	
助成金収益	7,371		
修繕積立金分配益	11,476		
その他	7,563	55,973	
営業外費用			
支払利息	237,236		
社債発行費償却	55,466		
支払手数料	75,468		
支払家賃	22,667		
その他	54,973	445,812	
経常利益		1,803,391	
【 特 別 損 益 の 部 】	特別利益		
	前期損益修正益	28,306	
	投資有価証券売却益	115,636	
	関係会社株式売却益	270	144,214
	特別損失		
	前期損益修正損	9,274	
	固定資産除却損	49,670	
	本社移転費用	68,801	
	投資有価証券評価損	562	
出資金評価損	86,736	215,045	
税金等調整前当期純利益		1,732,560	
法人税、住民税及び事業税	811,477		
法人税等調整額	120,439	691,037	
少数株主損失		30	
当期純利益		1,041,552	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

### 1. 連結の範囲

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の状況

連結子法人等は、クリード不動産投資顧問(株)、(株)溜池管財他29社であります。

非連結子法人等の状況

該当はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当はありません。

#### (3) 連結の範囲の変更に関する事項

クリード不動産鑑定(株)、(株)サフィン他5社については、当連結会計年度において設立されたため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において、連結子法人でありました(有)マキシム・キャピタル・スリーは、当連結会計年度に持分を譲渡したことにより連結子法人でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 会計方針等

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法  
なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法.....時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産.....個別法による原価法

貯蔵品.....最終仕入原価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産.....定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用.....定額法

(5) 繰延資産の処理方法

創 立 費.....商法施行規則の規定に基づき、５年間で均等償却しております。

新 株 発 行 費.....支出時に全額費用として処理しております。

社 債 発 行 費.....商法施行規則の規定に基づき最長期間（３年）で、每期均等額を償却しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金.....債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金.....従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(7) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(8) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を充たすものについては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利キャップ  
金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、ヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている場合は、有効性の評価を省略しております。

(10) 匿名組合出資金の会計処理

当社は匿名組合出資を行っております。匿名組合の財産の持分相当額を「匿名組合出資金」として計上しております。匿名組合への出資時に「匿名組合出資金」を計上し、匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、「営業損益」に計上するとともに同額を「匿名組合出資金」に加減し、営業者からの出資金（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）の払い戻しについては、「匿名組合出資金」を減額させております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

3. 連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産

たな卸資産	8,042,956千円
建物	635,041千円
土地	210,218千円
匿名組合出資金	437,000千円

(2) 1株当たりの当期純利益（期中平均発行済株式数による） 14,371円40銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成16年7月21日

株式会社 クリード

取締役会 御中

### 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 軒 澤 力 ㊞  
関与社員

代表社員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞  
関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社クリードの平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第8期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社クリード及びその連結子法人等からなる企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第8期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成16年7月22日

株式会社 クリード 監査役会

常勤監査役 服部 茂久 ⑩

監査役 波光 史成 ⑩

監査役 中根 秀樹 ⑩

監査役 藤野 英人 ⑩

（注）監査役波光史成、監査役中根秀樹及び監査役藤野英人は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 72,789個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第8期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（21頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保を勧奨し、1株につき1,500円とさせていただきますと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

平成16年4月5日に東京都千代田区へ本社事務所を移転いたしました。つきましては、本店所在地を東京都千代田区に変更するものであります。（第3条）

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の取得が認められたことに伴い、今後の機動的な資本政策の遂行を可能とするため第6条を新設するものであります。

今後の監査体制の充実及び強化に備えて、監査役の員数を増員するものであります。（第25条）

全体的に条文の構成を整合するために下記のとおり条文を新設、移設及び削除し、所要の変更を行うものであります。

〔新設〕 第13条第2項、第14条、第16条第1項、第21条、第22条、第23条、第26条第1項、第28条、第30条、第31条

〔移設〕 第18条、第19条

〔削除〕 現行定款第23条第1項

その他字句及び表現を整理するものであります。（第7条、第8条、第9条、第11条、第15条、第17条、第20条、第27条、第29条、第33条、第34条）

上記及び の変更に伴い、現行定款の条数の繰り下げ変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置くことができる。</p> <p>(条文省略)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載又は記録、<u>株券登録の手続き</u>、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株券の種類並びに株式又は新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式、端株又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載又は記録、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式、端株又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。</u>ただし、<u>取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>臨時に</u>基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>ただし、<u>取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>( 員数 )</p> <p>第13条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>( 選任 )</p> <p>第14条 ( 新 設 )</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">— 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第15条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の<u>残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 移 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 移 設 )</p>	<p>( 議事録 )</p> <p>第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>( 員数 )</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第16条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">— 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">— 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>( 代表取締役 )</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>( 役付取締役 )</p> <p>第19条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第16条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長に任ずる。</u>ただし、取締役社長に差し支えあるとき、又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</p> <p><u>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(移 設)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第17条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(移 設)</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役社長は、当会社を代表する。取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(移 設)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、取締役の過半数の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 取締役会規程 )</p> <p>第19条 ( 条文省略 )</p> <p style="padding-left: 40px;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 員数 )</p> <p>第20条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>( 選任 )</p> <p>第21条 ( 新 設 )</p> <p style="padding-left: 40px;">監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第22条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p>( 取締役会の議事録 )</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>( 取締役会規程 )</p> <p>第24条 ( 現行どおり )</p> <p style="padding-left: 40px;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>( 員数 )</p> <p>第25条 当会社の監査役は、 5 名以内とする。</p> <p>( 選任方法 )</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 20px;">— 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>( 任期 )</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役会 )</p> <p>第23条 <u>監査役会の招集者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定めるところによる。</u></p> <p>— 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>— 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第24条 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>( 営業年度 )</p> <p>第25条 ( 条文省略 )</p> <p>( 利益配当 )</p> <p>第26条 ( 条文省略 )</p> <p>( 中間配当 )</p> <p>第27条 ( 条文省略 )</p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第28条 ( 条文省略 )</p>	<p>( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第29条 ( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">— 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会の決議方法 )</p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>( 監査役会の議事録 )</p> <p>第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第32条 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>( 営業年度及び決算 )</p> <p>第33条 ( 現行どおり )</p> <p>( 利益配当金 )</p> <p>第34条 ( 現行どおり )</p> <p>( 中間配当 )</p> <p>第35条 ( 現行どおり )</p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第36条 ( 現行どおり )</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中根秀樹氏が辞任されます。

つきましては補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
吉田正輝 (昭和7年3月26日生)	昭和29年4月 大蔵省入省 昭和59年6月 同省銀行局長 昭和61年6月 大蔵省退官 昭和61年6月 日本銀行理事 平成2年7月 財団法人金融情報システムセンター理事長 平成5年6月 同法人顧問 平成9年5月 社団法人金融財政事情研究会理事長(現任)	-

(注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 上記候補者は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を一層高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員に対して割当てるものとします。

##### 3. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式1,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合または当社が資本減少を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

###### (2) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる当社普通株式は1株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

###### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に、(2) で定める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合または当社が資本減少を行う場合等、払込金額を調整すべき事由が生じた場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成18年 8 月27日から平成20年 8 月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9) 細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項は、取締役会決議により決定する。

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

